

「融雪契約（選択約款）2025 年 10 月 1 日実施」
における 2025 年 10 月検針分から 2026 年 3 月検針分の
見附地区のガス料金算定に係るその他の供給条件

2025 年 10 月 1 日実施

北 陸 瓦 斯 株 式 会 社

目 次

1 .	対象-----	1
2 .	適用期間-----	1
3 .	料金表-----	1
付	則-----	4

「融雪契約（選択約款）２０２５年１０月１日実施」における２０２５年１０月検針分から２０２６年３月検針分の見附地区のガス料金算定に係るその他の供給条件は、当社の「融雪契約（選択約款）２０２５年１０月１日実施」（以下「融雪契約」といいます。）に基づき計算されるガス料金の取り扱いを定めたものです。

1. 対象

見附地区（詳細は当社（導管部門）の託送供給約款をご参照ください）において、当社と融雪契約を締結しているお客さまが対象となります。

2. 適用期間

２０２５年１０月１日から２０２６年３月３１日までに支払義務が発生するものについては、

3. 料金表に基づき料金を算定するものといたします。

3. 料金表

（１）適用区分

料金表A:使用量が１立方メートルから973立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B:使用量が973立方メートルを超える場合に適用いたします。

（２）料金表A（消費税等相当額を含みます。）

① 基本料金

1か月及びガスメーター１個につき	1,457.50 円
------------------	------------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	142.05 円
------------	----------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、融雪契約9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

（３）料金表B（消費税等相当額を含みます。）

① 基本料金

1か月及びガスメーター１個につき	13,337.50 円
------------------	-------------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	129.85 円
------------	----------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、融雪契約9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料 金 表 2

(1) 適用区分

料金表A:使用量が0立方メートルから19立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B:使用量が19立方メートルを超え、97立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C:使用量が97立方メートルを超え、340立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D:使用量が340立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表A (消費税等相当額を含みます。)

①基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	709.50 円
------------------	----------

②基準単位料金

1立方メートルにつき	188.41 円
------------	----------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、融雪契約9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金表B (消費税等相当額を含みます。)

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,115.40 円
------------------	------------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	166.88 円
------------	----------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、融雪契約9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(4) 料金表C (消費税等相当額を含みます。)

①基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,600.50 円
------------------	------------

②基準単位料金

1立方メートルにつき	161.89 円
------------	----------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、融雪契約9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(5) 料金表D (消費税等相当額を含みます。)

①基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,867.60 円
------------------	------------

②基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 5 5 . 2 3 円
-------------	------------------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、融雪契約 9 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

付 則

1. この供給条件の実施期日

この供給条件は、2025年10月1日から実施いたします。